

令和6年3月

大東市議会

定例会議会議案

提出

令和6年2月20日

も く じ

議案第 2号	令和5年度大東市一般会計補正予算（第8次）について-----	別冊
議案第 3号	令和5年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第4次） について-----	別冊
議案第 4号	令和5年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第3次） について-----	別冊
議案第 5号	令和5年度大東市介護保険特別会計補正予算（第3次）につ いて-----	別冊
議案第 6号	令和5年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3次）について-----	別冊
議案第 7号	令和5年度大東市下水道事業会計補正予算（第1次）につい て-----	別冊
議案第 8号	令和6年度大東市一般会計予算について-----	別冊
議案第 9号	令和6年度大東市国民健康保険特別会計予算について-----	別冊
議案第10号	令和6年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第11号	令和6年度大東市火災共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第12号	令和6年度大東市介護保険特別会計予算について-----	別冊
議案第13号	令和6年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算について-----	別冊
議案第14号	令和6年度大東市2駅周辺整備事業特別会計予算について-----	別冊
議案第15号	令和6年度大東市移管市営住宅事業特別会計予算について-----	別冊
議案第16号	令和6年度大東市水道事業会計予算について-----	別冊
議案第17号	令和6年度大東市下水道事業会計予算について-----	別冊
議案第18号	大東市教育長の任命について-----	1
議案第19号	大東市公平委員会委員の選任について-----	2
議案第20号	大東市公平委員会委員の選任について-----	3
議案第21号	大東市男女共同参画社会行動計画の変更について-----	別冊
議案第22号	大東市地域福祉計画の変更について-----	別冊
議案第23号	大東市障害福祉計画の変更について-----	別冊
議案第24号	大東市総合介護計画の変更について-----	別冊

議案第 2 5 号	大東市基金条例の一部を改正する条例について-----	4
議案第 2 6 号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の 一部を改正する条例について-----	6
議案第 2 7 号	大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等 の一部を改正する条例について-----	1 0
議案第 2 8 号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について-----	1 4
議案第 2 9 号	大東市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条 例について-----	1 6
議案第 3 0 号	大東市手数料条例の一部を改正する条例について-----	1 8
議案第 3 1 号	大東市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について-----	2 2
議案第 3 2 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	2 4
議案第 3 3 号	大東市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例 について-----	2 6
議案第 3 4 号	大東市介護保険条例の一部を改正する条例について-----	2 8
議案第 3 5 号	大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域 密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例及び大東市指定地域密着型介護予防サービス事業 者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人 員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について-----	3 2
議案第 3 6 号	大東市手数料条例の一部を改正する条例について-----	3 5
議案第 3 7 号	大東市企業立地促進条例の一部を改正する条例について-----	3 7
議案第 3 8 号	大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について-----	3 9
議案第 3 9 号	大東市水道事業給水条例の一部を改正する条例について-----	4 1

議案第18号

大東市教育長の任命について

大東市教育長 水野 達朗氏の任期が、令和6年3月31日満了するにつき、その後任として、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 岡 本 功
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴			
平成20年	4月	～ 平成25年 3月	大東市立住道中学校長
平成25年	4月	～ 平成28年 3月	大東市立谷川中学校長
平成28年	4月	～ 令和 2年 3月	大東市教育委員会事務局学校教育部 指導監
令和 2年	4月	～ 令和 4年 3月	大東市立住道中学校長

議案第20号

大東市公平委員会委員の選任について

大東市公平委員会委員 中崎 郁子氏の任期が、令和6年6月30日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 中 崎 郁 子
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
平成23年10月 ～ 現在 民事調停委員
令和 2年 7月 ～ 現在 大東市公平委員会委員
令和 4年 1月 ～ 現在 堺市中高層建築物等紛争調停委員会委員

議案第25号

大東市基金条例の一部を改正する条例について

大東市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市教育文化基金、大東市魅力づくり基金、大東市産業振興基金及び大東市土地開発基金を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市基金条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市基金条例（平成29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大東市教育文化基金の項、大東市魅力づくり基金の項及び大東市産業振興基金の項を削り、同条第2項の表大東市土地開発基金の項を削る。

第3条から第5条まで及び第7条中「(大東市土地開発基金を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表大東市教育文化基金の項、大東市魅力づくり基金の項及び大東市産業振興基金の項を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。

議案第26号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第5項中「前2項」を「第3項」に改める。

別表第1市長の部中(6)の項を(10)の項とし、(5)の項を(9)の項とし、同部(4)の項の次に次のように加える。

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
--

(6) 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
--

(8) 大阪府障害者扶養共済制度条例（昭和45年大阪府条例第3号）による掛金の減免に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2市長の部(3)の款及び(4)の款に次のように加える。

(4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2市長の部(5)の款に次のように加える。

(3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2市長の部(7)の款(6)の項中「(平成17年法律第123号)」を削り、同款(12)の項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同款(13)の項中「平成6年法律第30号」

の次に「。以下「中国残留邦人等支援法」という。」を加え、同部(8)の款中「又は地域生活支援事業の実施」を削り、同部中(13)の款を(17)の款とし、(9)の款から(12)の款までを4款ずつ繰り下げ、(8)の款の次に次のように加える。

(9) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 中国残留邦人等支援法による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(10) 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(12) 大阪府障害者扶養共済制度条例による掛金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
--	-------------------------------

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第27号

大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条の見出しを「(期末手当及び勤勉手当)」に改め、同条第1項を次のように改める。

一般職給与条例第27条（第1項後段、第3項、第5項及び第6項を除く。）から第28条（第1項後段、第2項第2号、第4項及び第5項を除く。）までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第27条第4項	給料及び扶養手当の月額並びにこれらに	給料の月額及びこれに
第28条第2項第1号	勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額	勤勉手当基礎額

第8条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第15条の見出しを「(期末手当及び勤勉手当)」に改め、同条第1項を次のように改める。

一般職給与条例第27条（第1項後段、第3項、第5項及び第6項を除く。）から第28条（第1項後段、第2項第2号、第4項及び第5項を除く。）までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の期末手当及び勤勉手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第27条第4項	それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額	それぞれの基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額
第28条第2項第1号	勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額	勤勉手当基礎額
第28条第3項	それぞれの基準日現在におい	それぞれの基準日以前6か月

	<p>て職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p>	<p>以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額</p>
--	--	---

第15条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

（大東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 大東市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第10条中「職員（」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を加える。

（大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき本市が設置する附属機関を追加すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

第1条 大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市総合評価審査委員会の項の次に次のように加える。

大東市プロポーザル方式事業者選定委員会	本市が発注する業務を行う事業者等をプロポーザル方式により選定する場合における事案ごとの当該事業者の選定の基準の策定及び当該事業者の選定に当たっての審査に関する事務	事案ごとに 10人以内
---------------------	---	----------------

別表市長の部大東市立学校施設整備基本設計等事業者選定委員会の項を削り、同表教育委員会の部大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の項中「小・中学校」を「本市が設置する小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）」に改める。

第2条 大東市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会の項の次に次のように加える。

大東市文化財保存活用地域計画協議会	大東市文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに同計画の実施に係る連絡調整に関する事務	10人以内
-------------------	---	-------

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第29号

大東市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例について

大東市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地下水採取規制地域における地下水採取の届出に関する検査を実施するとともに、これに係る手数料を徴収することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市環境の保全等の推進に関する条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第40条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による届出をする者は、当該届出に係る地下水の採取が同項各号に掲げる事項に適合しているかどうかについて、市長が行う検査を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、当該届出をする者（国及び地方公共団体を除く。）は、同項の検査について、1件につき2,000円の手数料を納付しなければならない。

第41条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第42条第1項及び第70条第1項中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部が改正されることにより新たに本市が処理することとなる戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する事務等について、手数料を徴収することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
 条 例 第 号

大東市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の項を次のように改める。

1 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づくもの	戸籍の謄抄本の交付又は戸籍法第120条第1項に規定する戸籍証明書（以下この項において「戸籍証明書」という。）の交付	1通につき 450円
	除かれた戸籍の謄抄本の交付又は戸籍法第120条第1項に規定する除籍証明書（以下この項において「除籍証明書」という。）の交付	1通につき 750円
	戸籍に記載された事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
	除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円
	戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号（以下この項において「戸籍電子証明書提供用識別符号」という。）の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下この項において「情報通信技術活用法」という。）第7条第1項の規定により情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに	戸籍電子証明書提供用 識別符号1件につき 400円

限る。以下この項において同じ。)により
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行
う場合(当該発行に係る戸籍法第120条
の3第1項に規定する戸籍電子証明書(以
下この項において「戸籍電子証明書」とい
う。)の請求が情報通信技術活用法第6条
第1項の規定により同項に規定する電子情
報処理組織を使用する方法により行われた
場合に限る。)における当該発行及び戸籍
電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸
籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該
戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事
項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍証明書
の請求を行う場合における当該発行を除
く。)

戸籍法第120条の3第2項に規定する除
籍電子証明書提供用識別符号(以下この項
において「除籍電子証明書提供用識別符
号」という。)の発行(情報通信技術活用
法第7条第1項の規定により情報通信技術
活用法第6条第1項に規定する電子情報処
理組織を使用する方法により除籍電子証明
書提供用識別符号の発行を行う場合(当該
発行に係る戸籍法第120条の3第1項に
規定する除籍電子証明書(以下この項にお
いて「除籍電子証明書」という。)の請求
が情報通信技術活用法第6条第1項の規定
により同項に規定する電子情報処理組織を
使用する方法により行われた場合に限
る。)における当該発行及び除籍電子証明

除籍電子証明書提供用
識別符号1件につき
700円

<p>書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の書類に記載された事項の証明書又は同法第120条の4第1項に規定する届書等情報（以下この項において「届書等情報」という。）の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき350円。 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。</p>
<p>戸籍法第48条第2項の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第31号

大東市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について

大東市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市男女共同参画推進条例（平成19年条例第8号）の一部を次のように改正する。

前文中「「いきいき安心のまち・大東」を市政運営の基本としてまちづくりを進めており、市民の基本的人権の尊重をその」を「、市民の基本的人権の尊重をまちづくりの理念の」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(8) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

(9) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

第8条第2項中「性同一性障害であること、先天的に身体上の性別が不明瞭であることその他の理由により」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別その他の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「利用の申込みに係る法第19条第1号」を「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号」に、「第13条第2項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

大東市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例について

大東市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市立子ども発達支援センター条例（平成18年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター」を「第43条に規定する児童発達支援センター」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第7条第1号中「及び第2号」を削り、同条第2号中「第3条第4号」を「第3条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第34号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

介護保険の第1号被保険者の保険料率を改定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「38,520円」を「34,682円」に改め、同項第2号中「57,780円」を「52,214円」に改め、同項第3号中「57,780円」を「52,595円」に改め、同項第4号中「69,336円」を「68,602円」に改め、同項第5号中「77,040円」を「76,224円」に改め、同項第6号中「92,448円」を「91,469円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「100,152円」を「99,092円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「115,560円」を「114,336円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「130,968円」を「129,581円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「138,672円」を「144,826円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上6,000,000円」を「4,200,000円以上5,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「154,080円」を「160,071円」に改め、同号ア中「6,000,000円以上8,000,000円」を「5,200,000円以上6,200,000円」に改め、同号イ中「に該当する」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する」に改め、同項第12号中「169,488円」を「205,805円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号の次に次の4号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 175,316円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 182,938円

ア 合計所得金額が7,200,000円以上8,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 190,560円

ア 合計所得金額が8,200,000円以上9,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 198,183円

ア 合計所得金額が9,200,000円以上10,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「23,112円」を「21,724円」に改め、同項第2号中「38,520円」を「36,969円」に改め、同項第3号中「53,928円」を「52,214円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号

ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第35号

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大東市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大東市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の一部が施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大東市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第17条の12」を「第64条第1号ハ」に改める。

第4条中「第3条の40第2項第5号、第17条第2項第3号、第36条第2項第3号、第40条の15第2項第4号、第60条第2項第3号」を「第3条の40第2項第6号、第17条第2項第4号、第36条第2項第4号、第40条の15第2項第5号、第60条第2項第4号」に改める。

（大東市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大東市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第40条第2項第3号」を「第40条第2項第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第36号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第31号）の改正により、大阪府から本市に権限が移譲されている事務が廃止されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中17の項を削り、18の項を17の項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第37号

大東市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

大東市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

日本標準産業分類が改定されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市企業立地促進条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市企業立地促進条例（平成22年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「日本標準産業分類（平成21年3月23日付け総務省告示第175号）」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が施行されることに伴い、
所要の改正を行うため。

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第39号

大東市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

大東市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市水道事業給水条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第35条第2項及び第38条第1号中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

印刷物番号

5 - 7 0